

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）では、銀行等が特定為替取引等を行うに際し、顧客等の本人確認を行わなければならない旨を定めています。

今般、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 317 号）等により特別児童扶養手当証書が廃止される予定（令和 6 年 7 月 1 日施行）です。

これを踏まえ、外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）において規定している本人確認書類から特別児童扶養手当証書を削除する改正を行います。

2. 改正の概要

特別児童扶養手当証書を削除（別表（第八条関係）ハの改正）

3. 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日（予定）

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日